

生徒心得 一学校生活の約束一

1 服装規定

(1) 指定制服について

項目/区分	冬服	夏服
ブレザー	学校指定のもの。色は紺。	
ボトム	学校指定のもの。 ズボン1：色は濃いグレーでヘリンボーン織のもの。 ズボン2：色は濃いグレー。セミブーツカットデザイン。 スカート：色は黒で薄いグレーとエンジのチェック模様。＊丈は膝がかくれる程度。	学校指定のもの。 ズボン1：色は濃いグレーでヘリンボーン織。生地が薄手もの。 ズボン2：色は濃いグレー。セミブーツカットデザイン。生地が薄手もの。 スカート：色は黒で薄いグレーとエンジのチェック模様。＊丈は膝がかくれる程度。生地が薄手もの。
シャツ	白色のYシャツ。前立てに「N」のイニシャル入り。	
ベスト	紺色で襟にグレーのライン又はピンクのライン、左胸に「N」のイニシャル入り。	
セーター	紺色で襟にグレーのライン又はピンクのライン、左胸に「N」のイニシャル入り。	
ネクタイ	紺色地にエンジのドット模様。	
リボン	紺色地にエンジのドット模様。 セミフォーマル時のみ着用可。	
上履き	指定上履きとする。（紐は白色のみとする）	
体育館シューズ	指定シューズとする。（紐は白色のみとする）	
名札	校内のみ使用。帰宅時は学級保管。	

(2) 制服の着用について

① フォーマルスタイル・セミフォーマルスタイルの2通りとする。

スタイル	フォーマルスタイル	セミフォーマルスタイル
冬服 10/1～ 5/31	ブレザー、ボトム、Yシャツ、ネクタイ。 定セーター又は指定ベストの着用は任意とする。	ブレザー、ボトム、Yシャツ、ネクタイ 又はリボン。指定セーター又は指定ベストの着用は任意とする。
夏服 6/1～ 9/30	ボトム、Yシャツ、指定ベスト ※ネクタイ・リボンは付けない。	ボトム、Yシャツ。指定ベストと指定セーターについては、着用は任意とする。 ※ネクタイ・リボンは付けない。

② 夏の冷房対策、暑さ対策について

冷房対策として、指定ベスト又は指定セーターを着用のうえ、ブレザー着用も可。

※ブレザー着用の場合にはネクタイ又はリボンを付ける。

Yシャツの透け防止対策として、指定ベスト又は指定セーターを着用するか、又はインナーに適切なものを着る。

※白、グレー等でワンポイントまで。部活動で利用しているものは不可。

(3) 指定以外の使用品について

制服の雰囲気を損なわないものを使用の条件とする。

内容	
ソックス	白・黒・紺の無地。ハイソックス可。（ワンポイント可）くるぶしソックス（スニーカーソックス）不可。
靴	黒又は濃茶の革靴（体育時に使える運動靴を用意のこと）又は運動靴（華美な色は避ける）。
通学かばん	指定なし。（ただし華美な色・デザインは避ける）
補助バッグ	指定なし。（ただし華美な色・デザインは避ける）
防寒対策	防寒具は華美な色・デザインは避ける。タイツの着用可。

2 頭髪について

- (1) 頭髪は、清潔で学習や運動の妨げにならない自然な髪型とする。
- (2) パーマ等髪に手を加えたり、装飾品を身につけたりしない。

3 通学について

- (1) 届け出た通学路を通して通学する。
- (2) 交通ルールやマナーを守り、安全に通学する。決して一般の方に迷惑をかけない。
- (3) 自転車通学は許可制とする。通学用自転車には学校ステッカーをつけ、ヘルメットと、前期課程においてはタスキを着用する。学校敷地内は自転車から降りること。所定の駐輪場に奥からとめ、必ず施錠する。また、雨天時はカッパを着用する。
- (4) 通学用自転車は、防犯登録・定期点検を受けたものを使用する。

4 学校生活について

- (1) 始業5分前には登校することを推奨する。
- (2) 休み時間には次の学習の用意をし、チャイムで学習が始められるようにする。
- (3) 登校後は、無断で校外に出ない。外出の必要がある場合は学級担任に申し出て、外出許可証を発行してもらい、携帯する。
- (4) 欠席・遅刻・早退する場合には、必ず保護者に担任の先生へ連絡してもらう。
- (5) 下記の下校時刻を守る。 4月～3月 18:15
(1・2年次 11月～2月 17:45)
- (6) 校舎や机・いすなど公共物を大切に扱う。
- (7) 校舎内外をきれいに清掃して、気持ちよい環境をつくる。
- (8) 節電・節水に心がける。
- (9) 学習に不必要な物（アクセサリ・菓子類・ゲーム類・携帯型音楽プレーヤー類）や不要な現金は持ち込まない。貴重品を持ち込んだ場合は、担任に預ける。
- (10) 携帯電話持ち込みは許可制とし、使用規定に基づいて使用する。使用規則に違反した場合は許可を取り消す。

携帯電話使用規則

- 携帯電話等の校内持ち込みが必要な場合は、「携帯電話許可願」を提出し、許可を得る。
- 校舎・登下校時は、家族との連絡以外の用途では使用しない。それ以外の場合でも、モラルを守って使用する。
- 朝の会から帰りの会まで担任に預ける。その前後は紛失などないように自己管理する。
- 校舎内では使用禁止とする。
- 携帯電話は、有害サイトアクセス制限サービスを受けたものとする。

- (11) 考査時にはカバン・教科書・ノート等の持ち物はロッカーに入れ、腕時計は外し、机の中を空にして受験する。
- (12) 生徒証明書（カード）は常に携帯する。
- (13) 日直・清掃当番・各委員会等の務めをきちんと果たす。
- (14) ストープ等の火気使用の際は、担当の先生の指示に従い、その取り扱いには特に注意する。
- (15) 校内において出版物の発行・ポスター等の掲示・ビラの配布は学校生活部の許可を得てから行う。

- (16) 自動販売機の利用については、自動販売機利用規則を遵守する。

自動販売機利用規則

- 授業中またはテスト実施中の利用は禁止。
- 前期生の利用は、自動販売機の利用は、始業前・放課後のみとする。
- ペットボトルは所定のごみ箱に捨てる。飲み残しは流しに捨てる。
- 持ち込み禁止区域
特別教室・図書室・体育館・格技場・トレーニングルーム・多目的ホール・ブライツホール
- 責任をもって利用し、美化に努める。
- 以上の規則が守れない場合、次の対策をとる。
注意喚起 ⇒ 使用制限 ⇒ 撤去

- (17) パン販売は、前期課程の生徒は利用しない。

5 校外での生活について

- (1) 生徒だけでの夜間外出や外泊をしない。
- (2) 長期休業中の旅行には旅行届を提出する。

6 本校の厳守事項

- (1) 原付自転車の運転免許取得・運転は原則禁止とする。
- (2) 自動二輪車の運転免許取得・運転及び同乗は禁止とする。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。